



ビズアップ発展会計

2019年消費税法改正 対応マニュアル
(申告書編)

目次

I.	消費税申告書.....	3
①	申告様式の比較表.....	3
②	消費税計算書-印刷条件画面	4
③	消費税特例計算条件登録	7
④	各様式の出力条件.....	11
II.	消費税シミュレーション.....	12
①	消費税ケーススタディ	12
III.	帳票一覧	16

I. 消費税申告書

① 申告様式の比較表

税制改正により変更・追加された申告様式を、発展会計でも出力できます。

《新様式参考URL》 <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/160425/index.htm>

No.	一般 簡易	申告書様式（消費税10%用 2019年10月1日～）	様式名称	申告書様式（消費税8%用 ～2019年9月30日）	様式名称
1	一般	第一表_(一般)消費税申告書	第3-(1)号様式	(一般)消費税申告書	第27-(1)号様式
2	一般	第二表_課税標準等の内訳書	第3-(2)号様式	別表(一般)特定課税仕入れがある場合の課税標準等の内訳書	第27-(3)号様式
3	一般	付表2-1(一般)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	第4-(2)号様式	付表2(一般)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	第28-(1)号様式
4	一般	付表2-2(一般)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	第4-(6)号様式	付表2-(2)(一般)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	第28-(5)号様式
5	一般	付表1-1(一般)税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表	第4-(1)号様式		
6	一般	付表1-2(一般)税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	第4-(5)号様式	付表1(一般)旧・新税率別、消費税額計算表 兼 地方税の課税標準となる消費税額計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	第28-(4)号様式
7	一般	(売上区分用)課税資産の譲渡等の対価の額の計算表[小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用]	第5-(2)号様式		
8	一般	(売上区分用)課税資産の譲渡等の対価の額の計算表[軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用]	第5-(1)号様式		
9	一般	(仕入区分用)課税仕入れ等の税額の計算表[小売等軽減売上割合を使用する課税期間用]	第5-(3)号様式		
10	簡易	第一表_(簡易)消費税申告書	第3-(3)号様式	(簡易)消費税申告書	第27-(2)号様式
11	簡易	第二表_課税標準等の内訳書	第3-(2)号様式		
12	簡易	付表4-1(簡易)税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表	第4-(3)号様式		
13	簡易	付表4-2(簡易)税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	第4-(7)号様式	付表4(簡易)旧・新税率別、消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	第28-(6)号様式
14	簡易	付表5-1(簡易)控除対象仕入税額等の計算表	第4-(4)号様式	付表5(簡易)控除対象仕入税額の計算表	
15	簡易	付表5-2(簡易)控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	第4-(8)号様式	付表5-(2)(簡易)控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	第28-(7)号様式
16	簡易	(売上区分用)課税資産の譲渡等の対価の額の計算表[軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用]	第5-(1)号様式		
17	簡易				
18	簡易				

② 消費税計算書-印刷条件画面

●本則課税

消費税計算書

期間
2020年4月~3月

通期
月指定 ~ 月度
確定 中間 修正

売上税額計算方式
総額方式 積上方式

基準期間課税売上高 50,000,000

決算時の未払消費税振替え金額

書類 OCR用紙

一般課税 付表 申告書

消費税集計表
 税区分別
 税区分別科目別

控除計算方式
個別 比例

4 売上税額 (インボイス対応)
 割戻し計算 (原則) 積上げ計算 (特例)

1 特例 (売上区分用)
 軽減売上割合
 小売等軽減仕入割合
 使用しない

2 特例 (仕入区分用)
 小売等軽減売上割合

3 特例計算区分 (売上区分用)
 手入力
 入力された伝票から自動計算
 「50/100」の特例

特例計算区分 (仕入区分用)
 手入力
 入力された伝票から自動計算

仕入税額 (インボイス対応)
 積上げ計算 (原則) 割戻し計算 (特例)

仮払消費税額	仮受消費税額	8%	8%軽減
輸入仮払消費税額	輸入仮払消費税課税額	国 地方	国 地方
	輸入仮払消費税共通額	国 地方	国 地方
	輸入仮払消費税非課税額	国 地方	国 地方

※表示されている税額は自動計算ではありません。最新の消費税振替額を確認してご入力下さい。

手入力項目

付2<3>非課税資産の輸出等	付2<21>控除税額の調整(7.8%)	付2<22>控除税額の調整(6.24%)	申<21>中間納付譲渡割額
付2<14>消費税額の調整(7.8%)	付2<21>控除税額の調整(6.24%)	付2<22>控除税額の調整(6.3%)	申<24>既確定譲渡割額
付2<14>消費税額の調整(6.24%)	付2<21>控除税額の調整(6.3%)	付2<22>控除税額の調整(4%)	申 年月日
付2<14>消費税額の調整(6.3%)	付2<21>控除税額の調整(4%)	付2<22>控除税額の調整(3%)	申 税務署名
付2<14>消費税額の調整(4%)	付2<21>控除税額の調整(3%)	申<10>中間納付税額	申 電話番号
付2<14>消費税額の調整(3%)	付2<22>控除税額の調整(7.8%)	申<13>既確定税額	

F7(F8)
条件リスト(F7)
CSV出力(F8)
ヘルプ(F1)
終了(F12)

①特例(売上区分用)

- 売上税額計算方式：総額方式
 - 基準期間課税売上高：5,000万円以下
- 上記条件を満たす場合に、選択できるようになります。
また、仕入特例を使用する場合は、小売等軽減仕入割合は選択できません。

②特例(仕入区分用)

- 控除計算方式：比例
 - 基準期間課税売上高：5,000万円以下
- 上記条件を満たす場合に、選択できるようになります。
また、売上特例で小売等軽減仕入割合を使用する場合は、仕入特例は選択できません。

③特例計算区分

売上区分用は軽減売上割合または小売等軽減仕入割合を選択している場合のみ選択できます。
仕入区分用は小売等軽減売上割合にチェックを入れている場合のみ選択できます。
各項目の条件入力は後述の「消費税特例計算条件登録」画面にて行います。

④売上・仕入税額(インボイス対応)

2023年10月1日以降に終了する事業年度が指定されていた場合、選択できるようになります。
売上税額の積上げ計算(特例)を選択した場合、仕入税額は積上げ計算(原則)しか選択できません。
仕入税額の割戻し計算(特例)を選択した場合、売上税額は割戻し計算(原則)しか選択できません。

●簡易課税

消費税計算書

期間: 2020年1月~12月

書類: OCR用紙

特例(売上区分用): 軽減売上割合 使用しない

特例計算区分(売上区分用): 手入力 入力された伝票から自動計算 「50/100」の特例

売上税額計算方式: 総額方式 積上方式

控除計算方式: 特例申請あり 主事業区分 第一種

① 基準期間課税売上高: 50,000,000

② 売上税額(インボイス対応): 割戻し計算(原則) 積上げ計算(特例)

決算時の未払消費税振替え金額

仮払消費税額	仮受消費税額	8%	8%軽減
輸入仮払消費税額	輸入仮払消費税課税額	国	地方
輸入仮払消費税共通額		国	地方
輸入仮払消費税非課税額		国	地方

※表示されている税額は自動計算ではありません。最新の消費税振替額を確認してご入力下さい。

手入力項目

申<10>中間納付税額

申<13>既確定税額

申<16>基準期間の課税売上高: 50,000,000

申<21>中間納付譲渡割額

申<24>既確定譲渡割額

申 年月日

申 税務番号

申 電話番号

印刷(F8) 条件集(F7) CSV出力(F8) ヘルプ(F1) 終了(F12)

①基準期間課税売上高

基準期間課税売上高が5,000万円を超える場合、簡易課税を適用できません。
よって、5,000万円を超える金額を入力していた場合、帳票出力できません。

②控除計算方式

売上特例を使用していた場合、特例申請有りは使用できません。

③特例(売上区分用)

- ・売上税額計算方式：総額方式
- ・控除計算方式：特例申請有りをOFF

上記条件を満たす場合に、選択できるようになります。

④特例計算区分(売上区分用)

特例の軽減売上割合を選択している場合のみ選択できます。

各項目の条件入力は後述の「消費税特例計算条件登録」画面にて行います。

③ 消費税特例計算条件登録

特例を使用して申告書を出力する際の、出力条件ごとの設定値を登録します。
各条件を登録することによって、特例用帳票が出力できるようになります。

消費税特例計算条件登録 2020年1月～12月

会計年度: 2020年1月～12月
 帳票選択: 軽減売上割合
 計算方法: 手入力 入力された伝票から自動計算 「50/100」の特例

課税期間: 2020/01/01 ~ 2020/12/31 適用対象期間: 2020/01/01 ~ 2020/12/31

部門構成:

カーソル位置の項目の正式名称
表示事業名称:

税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等

事業名称									
①課税資産の譲渡等									
②10営業日_目									
②10営業日_至									
③期間中の課税資産の譲渡等									
④軽減対象資産の譲渡等									

税率ごとの区分が可能な事業における課税資産の譲渡等

⑧軽減対象資産の譲渡等		イ	ロ
⑨軽減対象外資産の譲渡等			

F1 ヘルプ F4 参照 F7 リセット F8 登録 F12 終了

※1: 表の行タイトルが空白の行は、入力してもマスタに登録されません。
 ※2: 選択した年度が帳票の適用対象期間外である場合、「表示」ボタンを押してもマスタ登録に進むことができません。

●帳票選択-軽減売上割合（簡易含む）

計算方法の選択によって、以下の項目を手入力し帳票に反映できます。

	手入力	自動計算	50/100
区分	入力	入力	入力
①	入力	自動計算	入力
②	入力	入力	入力不可
③	入力	自動計算	入力不可
④	入力	自動計算	入力不可
⑤	自動計算	自動計算	自動計算
⑥	自動計算	自動計算	自動計算
⑦	自動計算	自動計算	自動計算
⑧	入力	自動計算	入力
⑨	入力	自動計算	入力
⑩	自動計算	自動計算	自動計算
⑪	自動計算	自動計算	自動計算

※番号は帳票に準拠している。

帳票は P.22 参照

●帳票選択-小売等軽減仕入割合

計算方法の選択によって、以下の項目を手入力し帳票に反映できます。

	手入力	自動計算	50/100
区分	入力	入力	入力
①	入力	自動計算	入力不可
②	入力	自動計算	入力不可
③	入力	自動計算	入力不可
④	自動計算	自動計算	入力不可
⑤	入力	自動計算	入力不可
⑥	自動計算	自動計算	自動計算
⑦	入力	自動計算	入力
⑧	自動計算	自動計算	自動計算
⑨	自動計算	自動計算	自動計算
⑩	入力	自動計算	入力
⑪	入力	自動計算	入力
⑫	自動計算	自動計算	自動計算
⑬	自動計算	自動計算	自動計算

※番号は帳票に準拠している。

帳票は P.23 参照

●帳票選択-小売等軽減売上割合

計算方法の選択によって、以下の項目を手入力し帳票に反映できます。

	手入力	自動計算
区分	入力	入力
①	入力	自動計算
②	入力	自動計算
③	自動計算	自動計算
④	入力	自動計算
⑤	入力	自動計算
⑥	自動計算	自動計算
⑦	自動計算	自動計算
⑧	自動計算	自動計算
⑨	入力	入力
⑩	入力	入力
⑪	入力	自動計算
⑫	入力	自動計算
⑬	入力	自動計算
⑭	入力	自動計算
⑮	入力	自動計算
⑯	入力	入力
⑰	自動計算	自動計算
⑱	自動計算	自動計算
⑲	自動計算	自動計算
⑳	自動計算	自動計算

※番号は帳票に準拠している。

帳票は P.24 参照

④ 各様式の出力条件

新たに追加された申告様式の、出力する条件です。

共通の条件

- ・ 選択している年度の期末日付が 2019 年 10 月 1 日以降であること。

特例帳票の条件

- ・ 消費税特例計算条件登録画面にて、出力条件の登録がされていること。

●本則課税-付表・申告書

	第4-(2)号様式 (付表2-1)	第4-(6)号様式 (付表2-2)	第4-(1)号様式 (付表1-1)	第4-(5)号様式 (付表1-2)	第3-(1)号様式 (第一表)	第3-(2)号様式 (第二表)
旧税率の仕訳なし	○	×	○	×	○	○
旧税率の仕訳あり		○		○		

●本則課税-特例帳票

		第5-(1)号様式 (軽減売上割合(10営業日))	第5-(2)号様式 (小売等軽減仕入割合)			第5-(3)号様式 (小売等軽減売上割合)
画面 選択	特例-軽減売上割合	○	×	画面 選択	特例-小売等軽減売上割合	○
	特例-小売等軽減仕入割合	×	○		使用しない	×
	使用しない	×	×			

●簡易課税-付表・申告書

	第4-(3)号様式 (付表4-1)	第4-(7)号様式 (付表4-2)	第4-(4)号様式 (付表5-1)	第4-(8)号様式 (付表5-2)	第3-(3)号様式 (第一表)	第3-(2)号様式 (第二表)
旧税率の仕訳なし	○	×	○	×	○	○
旧税率の仕訳あり		○		○		

●簡易課税-特例帳票

		第5-(1)号様式 (軽減売上割合(10営業日))
画面 選択	特例-軽減売上割合	○
	使用しない	×

●印刷条件画面

①期間

シミュレーションする期間を設定します。

②主事業区分

簡易課税使用時の、主たる事業区分を設定します。

③決算時の未払消費税振替え金額

決算の振替伝票入力後に帳票を出力する場合に、未払消費税に振り替えた金額を入力します。

④中小事業者の特例を使用する際の売上（又は仕入税額）の入力

シミュレーションで中小事業者の特例を使用する場合は、軽減税率の売上（又は仕入税額）と軽減税率以外の売上（又は仕入税額）を入力します。

ラジオボタンで選択されていて、かつ金額入力されている場合のみ、各特例が有効になります。

⑤中小事業者の特例を使用する際の軽減税率の売上（又は仕入税額）割合の入力

シミュレーションで中小事業者の特例を使用する場合に、軽減税率の売上（又は仕入税額）の割合で試算することができます。

ラジオボタンで選択されていて、かつ割合入力されている場合のみ、各特例が有効になります。

●特例の出力条件

表内の出力対象とする条件①②を2つとも満たす場合に出力されます。

シミュレーションパターン					出力対象とする条件 (AND)	
課税区分	控除計算方式	仕入区分特例計算	売上税額計算方式	売上区分特例計算	条件①	条件②
本則	個別	-	総額	-	常に出力対象	
				軽減売上割合	年度の開始日が 2019/10/1 ~2023/9/30	Aに有効な値あり
				小売等軽減仕入割合 50/100		Bに有効な値あり
				積上	-	常に出力対象
	比例	-	総額	-	常に出力対象	
				軽減売上割合	年度の開始日が 2019/10/1 ~2023/9/30	Aに有効な値あり
				小売等軽減仕入割合 50/100		Bに有効な値あり
				積上	-	常に出力対象
	比例	小売等軽減売上割合	総額	-	年度の開始日が 2019/10/1 ~2020/9/30	Cに有効な値あり
				軽減売上割合 50/100		AとCに有効な値あり
				積上	-	Cに有効な値あり
				積上	-	Cに有効な値あり
簡易	特例申請なし	-	総額	-	常に出力対象	
				軽減売上割合	年度の開始日が 2019/10/1 ~2023/9/30	Aに有効な値あり
				50/100		-
	積上	-	常に出力対象			
	特例申請あり	-	総額	-	常に出力対象	
				軽減売上割合	常に出力無し	
50/100				常に出力無し		
積上	-	常に出力対象				

・条件①

画面にて選択している会計期間の開始日が、表内の条件を満たしているときに真となります。

・条件②

画面の「中小事業者の特例」内のラジオボタンが選択されている項目で、値が入力されているときに真となります。

A：軽減売上割合

B：小売等軽減仕入割合

C：小売等軽減売上割合

※「常に出力対象」は、いかなる場合でも必ず出力されます。

※「常に出力無し」は、いかなる場合でも出力されません。

●期間区分の有効条件

売上区分用の特例有効期間の終了日（2023年9月30日）が選択している会計期間に含まれる場合は、会計期間内に売上特例を含む期間と含まない期間が混在するため、税種別の出力をする2P目は期間区分で分けて出力されます。

例. 会計期間が2023年4月1日～2024年3月31日の場合

1P目 上部に売上特例の有効期間の終了日付で分けた期間区分が表示されます。

消費 税 ケ ー ス ス タ デ ィ			
期間区分計算	あり ○	期間区分計算(1)	2023/04/01 ~ 2023/09/30
	なし	期間区分計算(2)	2023/10/01 ~ 2024/03/31

/ 課税売上高 9,991円

2P目以降 期間区分で分けたそれぞれの結果が出力されます。

2P

消費 税 ケ ー ス ス タ デ ィ											
期間区分計算(1) 2023/04/01 ~ 2023/09/30											
期間区分検証					2023年04月 ~ 2024年03月						
2 税種別残高					3 事業の業種別の課税売上高 (主事業区分: 第一種)						
					税率10%分(軽減税率分含む)						
税率10%				税率8%軽減							
税種別	税込残高	税抜残高	消費税額	税込残高	税抜残高	消費税額	事業の業種	課税売上高(税抜)	売上割合(%)	消費税額(総額方式)	消費税額(積上方式)
課税売上	10,000	9,991	909				第一種事業(卸売業)	9,990	100.0	909	909
課税売上返還							第二種事業(小売業等)				
課税売上貸倒											
課税売上貸倒回収											

3P

消費 税 ケ ー ス ス タ デ ィ											
期間区分計算(2) 2023/10/01 ~ 2024/03/31											
期間区分検証					2023年04月 ~ 2024年03月						
2 税種別残高					3 事業の業種別の課税売上高 (主事業区分: 第一種)						
					税率10%分(軽減税率分含む)						
税率10%				税率8%軽減							
税種別	税込残高	税抜残高	消費税額	税込残高	税抜残高	消費税額	事業の業種	課税売上高(税抜)	売上割合(%)	消費税額(総額方式)	消費税額(積上方式)
課税売上							第一種事業(卸売業)				
課税売上返還											
課税売上貸倒											

売上特例の有効期間の終了日を含まない会計期間の場合は、2P目以降は分かれずに1ページで出力されます。

Ⅲ. 帳票一覧

※表示されている金額はサンプルです。

●第4-(2)号様式 (付表2-1)

第4-(2)号様式		付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表				一 般	
課税期間		平成31年01月01日～令和01年12月31日		氏名又は名称			
項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X + D + E)		
		円	円	円	円		
課税売上額(税抜き)	<1>	9,775,105	6,925,926	6,818,182	23,519,213		
免税売上額	<2>				0		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	<3>				0		
課税資産の譲渡等の対価の額(<1>+<2>+<3>)	<4>				23,519,213		
課税資産の譲渡等の対価の額(<4>の金額)	<5>				23,519,213		
非課税売上額	<6>				6,000,000		
資産の譲渡等の対価の額(<5>+<6>)	<7>				29,519,213		
課税売上割合(<4>/<7>)	<8>				[79.67%] ※端数 切捨て		
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	<9>	1,524,000	624,000	630,000	2,778,000		
課税仕入れに係る消費税額	<10>	74,065	36,053	44,672	154,790		
特定課税仕入れに係る支払対価の額	<11>	200,000		500,000	700,000		
特定課税仕入れに係る消費税額	<12>	12,600		39,000	51,600		
課税貨物に係る消費税額	<13>	6,300	6,240	7,800	20,340		
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	<14>	0	0	0	0		
課税仕入れ等の税額の合計額 (<10>+<12>+<13>+<14>)	<15>	92,965	42,293	91,472	226,730		
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (<15>の金額)	<16>						
課5課95 税優税% 売未 売円 上調 上超 割の 高又 合場 がは が合	<15>のうち、課税売上げのみ要するもの	<17>					
	<15>のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	<18>					
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [($\langle 17 \rangle + \langle 18 \rangle \times 94 / 97$)]	<19>					
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 ($\langle 15 \rangle \times 94 / 97$)	<20>	74,068	33,696	72,879	180,643	
控除の調 整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	<21>	0	0	0		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	<22>	0	0	0		
差 引	控除対象仕入税額 [($\langle 16 \rangle$ 、 $\langle 19 \rangle$ 又は $\langle 20 \rangle$ の金額)± $\langle 21 \rangle$ ± $\langle 22 \rangle$]がプラスの時	<23>	74,068	33,696	72,879	180,643	
	控除過大調整税額 [($\langle 16 \rangle$ 、 $\langle 19 \rangle$ 又は $\langle 20 \rangle$ の金額)± $\langle 21 \rangle$ ± $\langle 22 \rangle$]がマイナスの時	<24>					
貸倒回収に係る消費税額	<25>	291	288	354	933		

1 金額の計算に当たっては、1/100未満の端数を切り捨てる。
 2 消費税が適用された取引がある場合は、行2-4を併用して計算結果を作成する。
 3 (19)及び(20)欄には、分別し、別記し、別記した仕入対象の調整等の金額がある場合(仕入対象の調整等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 (H31.10.1以後終了課税適用期)

●第4-(6)号様式 (付表2-2)

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

課税期間		平成31年01月01日～令和01年12月31日		氏名又は名称	
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	<1>	970,873	952,380	7,851,852	9,775,105
免税売上額	<2>				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	<3>				
課税資産の譲渡等の対価の額(<1>+<2>+<3>)	<4>				(付表2-1のD)F欄の金額 23,519,213
課税資産の譲渡等の対価の額(<4>の金額)	<5>				
非課税売上額	<6>				
資産の譲渡等の対価の額(<5>+<6>)	<7>				(付表2-1のG)F欄の金額 29,519,213
課税売上割合(<4>/<7>)	<8>				(付表2-1の8)F欄の割合 [79.67%] ※増徴 ※付表2-1の9)A欄へ
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	<9>	300,000	300,000	924,000	1,524,000
課税仕入れに係る消費税額	<10>	8,737	11,428	53,900	74,065
特定課税仕入れに係る支払対価の額	<11>			200,000	200,000
特定課税仕入れに係る消費税額	<12>			12,600	12,600
課税貨物に係る消費税額	<13>			6,300	6,300
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額の 調整(加算又は減算)額	<14>	0	0	0	0
課税仕入れ等の税額の合計額 (<10>+<12>+<13>+<14>)	<15>	8,737	11,428	72,800	92,965
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (15)の金額)	<16>				
課5課95 税優税% 売未 売上 上超 割の 高又 合場 がは合	<17>				
個別 対応 方式	<18>				
個別対応方式により控除する 課税仕入等の税額 [(17)+(18)×(4)/(7)]	<19>				
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (15)×(4)/(7)	<20>	6,961	9,105	58,002	74,068
控除の調 整額	<21>	0	0	0	0
控除対象仕入税額 (<16>、<19>又は<20>の金額±<21>±<22>) がプラスの時	<23>	6,961	9,105	58,002	74,068
控除過大調整税額 (<16>、<19>又は<20>の金額±<21>±<22>) がマイナスの時	<24>				
貸倒回収に係る消費税額	<25>	0	0	291	291

※1 金額の計算に26.4%は、11%未満の増徴を要する。
 ※2 旧税率が適用された取引がある場合は、乗数計算を要して(1)に(2)を乗算する。
 ※3 (4)、(7)及び(11)欄は、(1)～(10)欄を計算した後に記載する。
 ※4 (10)及び(11)欄には、加算、減算、個別対応仕入税額の調整等の金額がある場合、仕入税額の調整等の金額が5%未満に達している場合を除く。(1)は、その金額を所得した取引の金額を記載する。
 (H31.10.1以後終了課税期間用)

●第4-(1)号様式 (付表1-1)

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税基準となる消費税額計算表

一般

課税期間		平成31年01月01日 - 令和01年12月31日		氏名又は名称	
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	<1>	(付表1-2の<1>X欄の金額) 円 10,529,000	円 7,481,000	円 7,863,000	※第二表の<1>欄へ 円 25,873,000
内訳	<1> 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の<1>-1X欄の金額) 10,330,660	※第二表の<5>欄へ 7,481,481	※第二表の<6>欄へ 7,363,636	※第二表の<7>欄へ 25,175,777
	<2> 特定課税仕入れに係る支払対価の額	(付表1-2の<1>-2X欄の金額) 200,000	※2-2欄4、課税仕入れの対価488、500	※2課税仕入れがある事業のみを算ずる ※第二表の<8>欄へ 500,000	※第二表の<10>欄へ 700,000
消費税額	<2>	(付表1-2の<2>X欄の金額) 609,421	※第二表の<15>欄へ 466,814	※第二表の<16>欄へ 613,314	※第二表の<11>欄へ 1,689,549
控除過大調整税額	<3>	(付表1-2の<3>X欄の金額) 291	(付表2-1の<21>-<25>D欄の合計金額) 288	(付表2-1の<21>-<25>E欄の合計金額) 354	※第一表の<3>欄へ 933
控除税額	<4> 控除対象仕入税額	(付表1-2の<4>X欄の金額) 74,068	(付表2-1の<26>D欄の金額) 33,696	(付表2-1の<26>E欄の金額) 72,879	※第一表の<4>欄へ 180,643
	<5> 返還等対価に係る税額	(付表1-2の<5>X欄の金額) 35,000	34,666	42,545	※第二表の<17>欄へ 112,211
	<5> 売上の返還等対価に係る税額	(付表1-2の<5>-1X欄の金額) 35,000	34,666	42,545	※第二表の<18>欄へ 112,211
	<5> 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の<5>-2X欄の金額) 0	※2-2欄4、課税仕入れの対価488、500	※2課税仕入れがある事業のみを算ずる 0	※第二表の<19>欄へ 0
	<6> 貸倒れに係る税額	(付表1-2の<6>X欄の金額) 583	577	709	※第一表の<6>欄へ 1,869
	<7> 控除税額小計 (<4>+<5>+<6>)	(付表1-2の<7>X欄の金額) 109,651	68,939	116,133	※第一表の<7>欄へ 294,723
控除不足還付税額 (<7>-<2>-<3>)	<8>	(付表1-2の<8>X欄の金額) 0	※<11>E欄へ 0	※<11>E欄へ 0	0
差引税額 (<2>+<3>-<7>)	<9>	(付表1-2の<9>X欄の金額) 500,061	※<12>E欄へ 398,163	※<12>E欄へ 497,535	1,395,759
合計差引税額 (<9>-<8>)	<10>	500,061	398,163	497,535	※マイナスの場合には第1表の<13>欄へ ※プラスの場合には第1表の<14>欄へ 1,395,759
地方消費税の課税標準額	<11> 控除不足還付税額	(付表1-2の<11>X欄の金額) 0	0	(※D欄と<9>E欄の合計金額) 0	0
	<12> 差引税額	(付表1-2の<12>X欄の金額) 477,922	477,922	(※D欄と<9>E欄の合計金額) 895,698	1,373,620
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (<12>-<11>)	<13>	(付表1-2の<13>X欄の金額) 477,922	477,922	※第二表の<23>欄へ 895,698	※マイナスの場合には第1表の<15>欄へ ※プラスの場合には第1表の<16>欄へ ※第二表の<24>欄へ 1,373,620
譲渡割額	<14> 還付額	(付表1-2の<14>X欄の金額) 0	0	(<11>E欄×22/78) 0	0
	<15> 納税額	(付表1-2の<15>X欄の金額) 128,387	128,387	(<12>E欄×22/78) 252,632	381,019
合計差引譲渡割額 (<15>-<14>)	<16>	128,387	128,387	252,632	※マイナスの場合には第1表の<17>欄へ ※プラスの場合には第1表の<18>欄へ 381,019

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(H31.10.1以後終了課税期間用)

●第4-(5)号様式 (付表1-2)

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課期間用)

一般

課税期間		平成31年01月01日～令和01年12月31日			氏名又は名称	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	<1>	円 970,000	円 952,000	円 8,607,000	円 10,529,000	
内訳	<1> 課税資産の譲渡等の対価の額	※第2表の<2>欄へ 970,873	※第2表の<3>欄へ 952,380	※第2表の<4>欄へ 8,407,407	※付表1-10の<1>-1X欄へ 10,330,660	
	<2> 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※第4-4項1. 課税仕入れが4%未満、かつ、特定課税仕入れにのみ適用する。 200,000		※第2表の<5>欄へ 200,000	※付表1-10の<1>-2X欄へ 200,000	
消費税額	<2>	29,100	38,080	542,241	609,421	
控除過大調整税額	<3>	0	0	291	291	
控除税額	<4> 控除対象仕入税額	(付表2-2の<2>+<2>A欄の合計金額) 6,961	(付表2-2の<2>+<2>B欄の合計金額) 9,105	(付表2-2の<2>+<2>C欄の合計金額) 58,002	※付表1-10の<4>X欄へ 74,068	
	<5> 返還等対価に係る税額	0	0	35,000	※付表1-10の<5>X欄へ 35,000	
	<5> 売上の返還等の対価に係る税額	0	0	35,000	※付表1-10の<5>-1X欄へ 35,000	
	<5> 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※第4-4項1. 課税仕入れが4%未満、かつ、特定課税仕入れにのみ適用する。 0		0	※付表1-10の<5>-2X欄へ 0	
	<6> 貸倒れに係る税額	0	0	583	※付表1-10の<6>X欄へ 583	
	<7> 控除税額小計 (<4>+<5>+<6>)	6,961	9,105	93,585	※付表1-10の<7>X欄へ 109,651	
控除不足還付税額 (<7>-<2>-<3>)	<8>	0	0	0	※付表1-10の<8>X欄へ 0	
差引税額 (<2>+<3>-<7>)	<9>	22,139	28,975	448,947	※付表1-10の<9>X欄へ 500,061	
合計差引税額 (<9>-<8>)	<10>					
地方消費税の課税標準額	<11> 控除不足還付税額		(B欄の金額) 0	(C欄の金額) 0	※付表1-10の<11>X欄へ 0	
	<12> 差引税額		(B欄の金額) 28,975	(C欄の金額) 448,947	※付表1-10の<12>X欄へ 477,922	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (<12>-<11>)	<13>		28,975	448,947	※付表1-10の<13>X欄へ 477,922	
譲渡割額	<14> 還付額		(11)B欄×25/100 0	(11)C欄×17/63 0	※付表1-10の<14>X欄へ 0	
	<15> 納税額		(12)B欄×25/100 7,243	(12)C欄×17/63 121,144	※付表1-10の<15>X欄へ 128,387	
合計差引譲渡割額 (<15>-<14>)	<16>					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

(B31.10.4以後終了課税期間用)

●第3-(1)号様式 (第一表)

第3-(1)号様式 (一般用) 第一表

正式な様式に以下のマークを書き写して下さい。

平成 年 月 日	税務署長殿	一連番号	第 年以降 送付不要
納税地	(電話番号 - -)	申告年月日	平成 年 月 日
(フリガナ) 名称 又は屋号		申告区分	指 導 等 庁 指 定 局 指 定
個人番号 又は法人番号	(個人番号の記載に当たっては、左欄を参照し、ここから記載してください。)	送付日付印	毎送付期 個人番号カード 送付コード・送付期等 その他
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	㊟	年 月 日	身元 確認
		指 導 年 月 日	課 税 区 分 1 区 分 2 区 分 3
		平成	

自 平成 3 1 年 0 1 月 0 1 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日

対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		付 記 事 項	
課税標準額	(1)	割賦基準の適用	有 無 31
消費税額	(2)	延払基準等の適用	有 無 32
控除過大調整税額	(3)	工事進行基準の適用	有 無 33
控除対象仕入税額	(4)	現金主義会計の適用	有 無 34
返還等対応に係る税額	(5)	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有 <input checked="" type="radio"/> 無 35
貸倒れに係る税額	(6)	控除税額方式	個別対応方式 一括比例配分方式 全額控除
控除税額小計	(7)	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	
控除不足還付税額	(8)	上記以外	
差引税額	(9)	基準期間の課税売上高	500千円
中間納付税額	(10)		
納付税額	(11)		
中間納付還付税額	(12)		
この申告書の修正等による既納付税額	(13)		
差引納付税額	(14)		
課税売上	(15)		
課税標準額	(16)		
この申告書による地方消費税の税額の計算		預金	口座番号
地方消費税の課税標準となる納付税額	(17)	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	
差引税額	(18)	郵便局名等	
還付額	(19)	※税務署整理欄	
納付税額	(20)		
中間納付還付額	(21)		
納付還付額	(22)		
中間納付還付調整額	(23)		
この申告書の修正等による既納付還付調整額	(24)		
差引納付還付調整額	(25)		
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付税額)	(26)		

①=(1)+(2)-(3)+(4)+(5)+(6)・修正申告の場合①=(1)+(2)
②=(7)-(2)-(3) ③は還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

●第3-(2)号様式 (第二表)

第3-(2)号様式 第二表
課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算	
軽減売上割合(10営業日)	附則38<1> 51
小売等軽減仕入割合	附則38<2> 52
小売等軽減売上割合	附則39<1> 53

自 平成31年01月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日

課税標準額	(1)	十	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	円
※申告書(第一表)の<1>欄へ						2	5	8	7	3	0	0	0

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	(2)				9	7	0	8	7	3	(2)
	4 % 適用分	(3)				9	5	2	3	8	0	(3)
	6.3 % 適用分	(4)				8	4	0	7	4	0	7
	6.24 % 適用分	(5)				7	4	8	1	4	8	1
	7.8 % 適用分	(6)				7	3	6	3	6	3	6
		(7)				2	5	1	7	5	7	7
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	(8)				2	0	0	0	0	0	(11)
	7.8 % 適用分	(9)				5	0	0	0	0	0	(12)
		(10)				7	0	0	0	0	0	(13)

消費税額	(11)					1	6	8	9	5	4	9	(21)
※申告書(第一表)の<2>欄へ													
<11>の内訳	3 % 適用分	(12)				2	9	1	0	0	0	(22)	
	4 % 適用分	(13)				3	8	0	8	0	0	(23)	
	6.3 % 適用分	(14)				5	4	2	2	4	1	(24)	
	6.24 % 適用分	(15)				4	6	6	8	1	4	(25)	
	7.8 % 適用分	(16)				6	1	3	3	1	4	(26)	

返還等対価に係る税額	(17)					1	1	2	2	1	1	(31)
※申告書(第一表)の<5>欄へ												
<17>の内訳												
売上げの返還等対価に係る税額	(18)					1	1	2	2	1	1	(32)
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	(19)											(33)

地方消費税の課税標準となる消費税額	(20)					1	3	7	3	6	2	0	(4)
(注2)	4 % 適用分	(21)				2	8	9	7	5	(42)		
	6.3 % 適用分	(22)				4	4	8	9	4	7	(43)	
	6.24%及び7.8% 適用分	(23)				8	9	5	6	9	8	(44)	

(注1) (8)～(10)及び(19)欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある業者のみ記載します。
(注2) (20)～(23)欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

●第5-(1)号様式 (軽減売上割合(10営業日))

第5-(1)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を〕

売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38<1>)。

以下の<1>～<11>欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	平成31年01月01日～令和01年12月31日	氏名又は名称
適用対象期間	令和01年10月01日～令和01年12月31日	

		事業の区分ごとの計算			
		(本部)	()	()	合計
税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 <1>	円 16,180,000	円	円	
	通常の事業を行う連続する10営業日 <2>	年月日 (自)令和01年10月22日 (至)令和01年10月31日	年月日 (自) (至)	年月日 (自) (至)	
	<2>の期間中に行った課税試算の譲渡等の税込価額の合計額 <3>	円 16,180,000	円	円	
	<3>の内、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み) <4>	円 8,080,000			
	軽減売上割合 (<4>/<3>) (※1) <5>	[49 %] ※繰上切捨て	[%] ※繰上切捨て	[%] ※繰上切捨て	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) <6>	円 7,481,481	円	円	円 7,481,481
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) <7>	円 7,363,636			円 7,363,636

(※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、軽減売上割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、<2>～<4>欄は記載せず、<5>欄に50と記載し、<6>及び<7>欄の金額の計算において、「<4>/<3>」を「50/100」として計算する。

税率ごとの事業の区分が困難な場合	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (※2) <8>	円 0
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (※3) <9>	円 0

(※2) <8>欄には、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)のみを行う事業における課税等の対価の額を含む。

(※3) <9>欄には、軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。

全課税資産における譲渡等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (<6>合計+<8>) <10>	円 7,481,481
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (<7>合計+<9>) <11>	円 7,363,636

注1 金額の計算においては、4円未満の端数を切り捨てる。

注2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに<1>～<7>欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に<6>及び<7>欄の合計額を記載する。

●第5-(2)号様式 (小売等軽減仕入割合)

第5-(2)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を]

売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所屬税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38<2>)。

以下の<1>～<13>欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	平成31年01月01日 - 令和01年12月31日	氏名又は名称
適用対象期間	令和01年10月01日 - 令和01年12月31日	

		事業の区分ごと		合計
		(本部)	()	
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込)	<1>	1,254,000	円
	特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100 (※過半数により旧税率が適用される場合は×108/100)	<2>	0	
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	<3>	200,000	
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (<1>+<2>+<3>)	<4>	1,454,000	
小売業に係る課税取引	<4>のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)のみ要するものの金額(税込)	<5>	624,000	
	小売等軽減仕入割合 (<5>/<4>)(※1)	<6>	[42%]	[%]
	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	<7>	16,180,000	円
課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (<7>×<5>/<4>×100/108)(※1)	<8>	6,429,466	円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ((<7>-(<7>×<5>/<4>))×100/110)(※1)	<9>	8,396,523	8,396,523

卸売業及び小売業以外に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	<10>	0	円
	軽減対象資産の譲渡以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	<11>	0	

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (<8>合計+<10>)	<12>	6,429,466	円
	軽減対象資産の譲渡以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (<9>合計+<11>)	<13>	8,396,523	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに<1>～<9>欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に<8>及び<9>欄の合計額を記載する。

●第5-(3)号様式 (小売等軽減売上割合)

第5-(3)号様式

課税仕入れ等の税額の計算表 [小売等軽減売上割合を]
使用する課税期間用

仕入区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込取引価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算することができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39<1>)。

以下の<1>～<8>欄、<11>～<15>欄及び<17>～<20>欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	平成31年01月01日 - 令和01年12月31日	氏名又は名称		
適用対象期間	令和01年10月01日 - 令和01年12月31日			
		事業の区分ごとの計算		
		(本部)	()	合計
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額	<1>	16,180,000	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の税込価額の合計額	<2>	8,080,000	
	小売等軽減売上割合 (<2>/<1>)	<3>	[49%]	[%]
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	<4>	1,254,000	
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込取引価額	<5>	200,000	
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (<4>+<5>)	<6>	1,454,000	
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額(※1) (<6>×<2>/<1>×6.24/108)	<7>	41,952	41,952
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額(※1) ((<6>-(<6>×<2>/<1>))×7.8/110)	<8>	51,614	51,614
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	<9>	税率6.24%適用分 10,000	税率7.8%適用分 10,000

(※1) 値引き、割引し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、表面の3を参照する。

		税率6.24%適用分 イ	税率7.8%適用分 ロ	
卸売業及び小売業以外取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (※2)	<11>	0	
	課税仕入れに係る消費税額	<12>	0	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	<13>	300,000	
	特定課税仕入れに係る消費税額	<14>	23,400	
	課税貨物に係る消費税額	<15>	6,240	7,800
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	<16>	0	0
課税仕入れ等の税額の合計額 (<12>+<14>+<15>±<16>)	<17>	6,240	<18> 31,200	

(※2) 値引き、割引し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を<11>欄に記載する。

全事業に係る取引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 (<7>合計±<9>+<17>)	<19>	58,192
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 (<8>合計±<10>+<18>)	<20>	92,814

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに<1>～<8>欄を適宜計算した上で、いずれか4枚の計算表に<7>及び<8>欄の合計額を記載する。

●第4-(3)号様式 (付表4-1)

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		平成31年01月01日 - 令和01年12月31日		氏名又は名称		
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)		
課税標準額	<1> (付表4-2の<1> X欄の金額) 円 10,329,000	円 7,481,000	円 7,363,000	※第二表の<1>欄へ 円 25,173,000		
課税資産の譲渡等の対価の額	<1> (付表4-2の<1>-1X欄の金額) 10,330,660	※第二表の<5>欄へ 7,481,481	※第二表の<6>欄へ 7,363,636	※第二表の<7>欄へ 25,175,777		
消費税額	<2> (付表4-2の<2> X欄の金額) 596,821	※付表5-1の<1>D欄へ ※第二表の<10>欄へ 466,814	※付表5-1の<1>E欄へ ※第二表の<10>欄へ 574,314	※付表5-1の<1>F欄へ ※第二表の<11>欄へ 1,637,949		
貸倒回収に係る消費税額	<3> (付表4-2の<3> X欄の金額) 291	※付表5-1の<2>D欄へ 288	※付表5-1の<2>E欄へ 354	※付表5-1の<2>F欄へ ※第一表の<3>欄へ 933		
控 除 税 額	控除対象仕入税額	<4> (付表4-2の<4> X欄の金額) 427,109	(付表4-2の<4>D欄又は<11>D欄の金額) 342,364	(付表4-2の<4>E欄又は<11>E欄の金額) 421,440	(付表4-2の<4>F欄又は<11>F欄の金額) ※第一表の<4>欄へ 1,190,913	
	返還等対価に係る税額	<5> (付表4-2の<5> X欄の金額) 34,999	※付表5-1の<3>D欄へ 34,666	※付表5-1の<3>E欄へ 42,545	※付表5-1の<3>F欄へ ※第二表の<17>欄へ 112,210	
	貸倒れに係る税額	<6> (付表4-2の<6> X欄の金額) 583	577	709	※第一表の<6>欄へ 1,869	
	控除税額小計 (<4>+<5>+<6>)	<7> (付表4-2の<7> X欄の金額) 462,691	377,607	464,694	※第一表の<7>欄へ 1,304,992	
控除不足還付税額 (<7>-<2>-<3>)	<8> (付表4-2の<8> X欄の金額) 0	※<11>E欄へ 0	※<11>E欄へ 0	0		
差引税額 (<2>+<3>-<7>)	<9> (付表4-2の<9> X欄の金額) 134,421	※<12>E欄へ 89,495	※<12>E欄へ 109,974	333,890		
合計差引税額 (<9>-<8>)	<10>			※マイナスの場合は第一表の<10>欄へ ※プラスの場合は第一表の<10>欄へ 333,890		
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準	控除不足還付税額	<11> (付表4-2の<11> X欄の金額) 0		<8>D欄と<8>E欄の合計金額 0	0	
	差引税額	<12> (付表4-2の<12> X欄の金額) 131,511		<9>D欄と<9>E欄の合計金額 199,469	330,980	
合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (<12>-<11>)	<13> (付表4-2の<13> X欄の金額) 131,511		※第二表の<21>欄へ 199,469	※マイナスの場合は第一表の<13>欄へ ※プラスの場合は第一表の<13>欄へ ※第二表の<22>欄へ 330,980		
譲 渡 割 額	還付額	<14> (付表4-2の<14> X欄の金額) 0		<11>E欄×21/78 0	0	
	納税額	<15> (付表4-2の<15> X欄の金額) 35,411		<12>E欄×21/78 56,260	91,671	
合計差引譲渡割額 (<15>-<14>)	<16>			※マイナスの場合は第一表の<15>欄へ ※プラスの場合は第一表の<15>欄へ 91,671		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

(H31. 10. 1以後終了課税期間用)

●第4-(7)号様式 (付表4-2)

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

簡易

課税期間		平成31年01月01日 - 令和01年12月31日			氏名又は名称	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	<1>	円 970,000	円 952,000	円 8,407,000	円 ※付表4-1の<1>X欄へ 10,329,000	
課税資産の譲渡等の対価の額	<1> 1	※第二表の<2>欄へ 970,873	※第二表の<3>欄へ 952,380	※第二表の<4>欄へ 8,407,407	※付表4-1の<D-1>X欄へ 10,330,660	
消費税額	<2>	※付表3-20の<1>A欄へ ※第二表の<12>へ 29,100	※付表3-20の<1>B欄へ ※第二表の<13>へ 38,080	※付表3-20の<1>C欄へ ※第二表の<14>へ 529,641	※付表4-1の<2>X欄へ 596,821	
貸倒回収に係る消費税額	<3>	※付表5-2の<2>A欄へ 0	※付表5-2の<2>B欄へ 0	※付表5-2の<2>C欄へ 291	※付表4-1の<3>X欄へ 291	
控除 税 額	控除対象仕入税額	<4>	<4>	<4>	※付表4-1の<4>X欄へ	
	返還等対価に係る税額	<5>	<5>	<5>	※付表4-1の<5>X欄へ	
	貸倒れに係る税額	<6>	<6>	<6>	※付表4-1の<6>欄へ	
	控除税額小計 (<4>+<5>+<6>)	<7>	<7>	<7>	※付表4-1の<7>X欄へ	
控除不足還付税額 (<7>-<2>-<3>)	<8>	0	※<11>B欄へ 0	※<11>C欄へ 0	※付表4-1の<8>X欄へ 0	
差引税額 (<2>+<3>-<7>)	<9>	2,910	※<12>B欄へ 3,808	※<12>C欄へ 127,703	※付表4-1の<9>X欄へ 134,421	
合計差引税額 (<9>-<8>)	<10>					
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	<11>	(8)B欄の金額 0	(8)C欄の金額 0	※付表4-1の<11>X欄へ 0	
	差引税額	<12>	(9)B欄の金額 3,808	(9)C欄の金額 127,703	※付表4-1の<12>X欄へ 131,511	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (<12>-<11>)	<13>		※第二表の<21>欄へ 3,808	※第二表の<22>欄へ 127,703	※付表4-1の<13>X欄へ 131,511	
譲渡 割 額	還付額	<14>	(11)B欄×25/100 0	(11)C欄×17/63 0	※付表4-1の<14>X欄へ 0	
	納税額	<15>	(12)B欄×25/100 952	(12)C欄×17/63 34,459	※付表4-1の<15>X欄へ 35,411	
合計差引譲渡割額 (<15>-<14>)	<16>					

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

(H31. 10. 1以後終了課税期間用)

●第4-(4)号様式 (付表5-1)

第4-(4)号様式

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	平成31年01月01日～令和01年12月31日	氏名又は名称	
------	-------------------------	--------	--

控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税 額に <1>	(注4-2の1)X欄の金額 円 596,821	(注4-1の2)D欄の金額 円 466,814	(注4-1の3)E欄の金額 円 574,314	(注4-1の4)F欄の金額 円 1,637,949
貸倒に係る 消費税額に <2>	(注4-2の2)X欄の金額 291	(注4-1の2)D欄の金額 288	(注4-1の3)E欄の金額 354	(注4-1の4)F欄の金額 933
売上対価の返還 等に係る消費税 額に <3>	(注4-2の3)X欄の金額 34,999	(注4-1の2)D欄の金額 34,666	(注4-1の3)E欄の金額 42,545	(注4-1の4)F欄の金額 112,210
控除対象仕入税額 の計算基礎となる 消費税額 (<1>+<2>-<3>) <4>	(注4-2の4)X欄の金額 562,113	(注4-1の2)D欄の金額 432,436	(注4-1の3)E欄の金額 532,123	(注4-1の4)F欄の金額 1,526,672

1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
<4>×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) <5>	(注4-2の4)X欄の金額 円 505,902	(注4-1の2)D欄の金額 円 388,712	(注4-1の3)E欄の金額 円 478,506	(注4-1の4)F欄の金額 円 1,373,120

2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)	売上 割合
事業区分別の合計額 <6>	(注4-2の6)X欄の金額 円 9,775,103	(注4-1の2)D欄の金額 円 6,925,925	(注4-1の3)E欄の金額 円 6,818,180	(注4-1の4)F欄の金額 円 23,519,208	売上 割合
第一種事業 (卸売業) <7>	(注4-2の7)X欄の金額 5,608,438	(注4-1の2)D欄の金額 5,259,259	(注4-1の3)E欄の金額 5,181,818	(注4-1の4)F欄の金額 16,049,515	68.2%
第二種事業 (小売業等) <8>	(注4-2の8)X欄の金額 833,333			(注4-1の4)F欄の金額 833,333	3.5%
第三種事業 (製造業等) <9>	(注4-2の9)X欄の金額 833,333			(注4-1の4)F欄の金額 833,333	3.5%
第四種事業 (その他) <10>	(注4-2の10)X欄の金額 833,333			(注4-1の4)F欄の金額 833,333	3.5%
第五種事業 (サービス業等) <11>	(注4-2の11)X欄の金額 833,333	(注4-1の2)D欄の金額 833,333	(注4-1の3)E欄の金額 818,181	(注4-1の4)F欄の金額 2,484,847	10.5%
第六種事業 (不動産業) <12>	(注4-2の12)X欄の金額 833,333	(注4-1の2)D欄の金額 833,333	(注4-1の3)E欄の金額 818,181	(注4-1の4)F欄の金額 2,484,847	10.5%

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
事業区分別の合計額 <13>	(注4-2の13)X欄の金額 円 561,887	(注4-1の2)D欄の金額 円 432,177	(注4-1の3)E欄の金額 円 531,820	(注4-1の4)F欄の金額 円 1,525,884
第一種事業 (卸売業) <14>	(注4-2の14)X欄の金額 299,387	(注4-1の2)D欄の金額 328,177	(注4-1の3)E欄の金額 404,182	(注4-1の4)F欄の金額 1,031,746
第二種事業 (小売業等) <15>	(注4-2の15)X欄の金額 52,500			(注4-1の4)F欄の金額 52,500
第三種事業 (製造業等) <16>	(注4-2の16)X欄の金額 52,500			(注4-1の4)F欄の金額 52,500
第四種事業 (その他) <17>	(注4-2の17)X欄の金額 52,500			(注4-1の4)F欄の金額 52,500
第五種事業 (サービス業等) <18>	(注4-2の18)X欄の金額 52,500	(注4-1の2)D欄の金額 52,000	(注4-1の3)E欄の金額 63,819	(注4-1の4)F欄の金額 168,319
第六種事業 (不動産業) <19>	(注4-2の19)X欄の金額 52,500	(注4-1の2)D欄の金額 52,000	(注4-1の3)E欄の金額 63,819	(注4-1の4)F欄の金額 168,319

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 課税売上1月につき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で処理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記録する。(注4-1.10.1以後終了課税期間用)

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
(4)×みなし仕入率 [(14)×80%+(15)×80%+(16)×70%+(17)×80%+(18)×80%+(19)×80%] (20)	(注表5-20(1)の金額) 円 427,109	円 342,364	円 421,440	円 1,190,913

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
(7F)×80%・(8F)×80%・(9F)×80%・(10F)×60%・(11F)×80%・(12F)×60%以上 (4)×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%)	(注表5-20(2)の金額) 円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (7F)×80% / 90%以上 (22)	(注表5-20(3)の金額) 円	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (7F)×80% / 90%以上 (23)	(注表5-20(3)の金額)			
第一種事業及び第四種事業 (7F)×80% / 90%以上 (24)	(注表5-20(3)の金額)			
第一種事業及び第五種事業 (7F)×80% / 90%以上 (25)	(注表5-20(3)の金額) 400,845	347,567	427,826	1,176,238
第一種事業及び第六種事業 (7F)×80% / 90%以上 (26)	(注表5-20(3)の金額) 374,580	337,161	415,055	1,126,796
第二種事業及び第二種事業 (8F)×80% / 90%以上 (27)	(注表5-20(3)の金額)			
第二種事業及び第四種事業 (8F)×80% / 90%以上 (28)	(注表5-20(3)の金額)			
第二種事業及び第五種事業 (8F)×80% / 90%以上 (29)	(注表5-20(3)の金額)			
第二種事業及び第六種事業 (8F)×80% / 90%以上 (30)	(注表5-20(3)の金額)			
第三種事業及び第四種事業 (9F)×80% / 90%以上 (31)	(注表5-20(3)の金額)			
第三種事業及び第五種事業 (9F)×80% / 90%以上 (32)	(注表5-20(3)の金額)			
第三種事業及び第六種事業 (9F)×80% / 90%以上 (33)	(注表5-20(3)の金額)			
第四種事業及び第五種事業 (10F)×80% / 90%以上 (34)	(注表5-20(3)の金額)			
第四種事業及び第六種事業 (10F)×80% / 90%以上 (35)	(注表5-20(3)の金額)			
第五種事業及び第六種事業 (11F)×80% / 90%以上 (36)	(注表5-20(3)の金額)			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
選択可能な計算方式区分(20)~(36)の内から選択した金額	(注表5-20(3)の金額) 円 427,109	円 342,364	円 421,440	円 1,190,913

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

(注1. 10. 1以後終了課税期間用)

●第4-(8)号様式 (付表5-2)

第4-(8)号様式

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	平成31年01月01日～令和01年12月31日	氏名又は名称	
------	-------------------------	--------	--

控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額 <1>	29,100	38,080	529,641	596,821
貸倒回収に 係る消費税額 <2>	0	0	291	291
売上対価の返還等 に係る消費税額 <3>	0	0	34,999	34,999
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (<1>+<2>-<3>) <4>	29,100	38,080	494,933	562,113

1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
<4>×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) <5>				

2種類以上の事業を含む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 <6>	970,873	952,380	7,851,850	9,775,103
第一種事業 (卸売業) <7>	970,873	952,380	3,685,185	5,608,438
第二種事業 (小売業等) <8>			833,333	833,333
第三種事業 (製造業等) <9>			833,333	833,333
第四種事業 (その他) <10>			833,333	833,333
第五種事業 (サービス業等) <11>			833,333	833,333
第六種事業 (不動産業) <12>			833,333	833,333

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 <13>	29,126	38,095	494,666	561,887
第一種事業 (卸売業) <14>	29,126	38,095	232,166	299,387
第二種事業 (小売業等) <15>			52,500	52,500
第三種事業 (製造業等) <16>			52,500	52,500
第四種事業 (その他) <17>			52,500	52,500
第五種事業 (サービス業等) <18>			52,500	52,500
第六種事業 (不動産業) <19>			52,500	52,500

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。
 3 課税売上引につき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。(B1.10.1以後終了課税期間用)

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left[\frac{(14) \times 80\% + (15) \times 80\% + (16) \times 70\% + (17) \times 80\% + (18) \times 80\% + (19) \times 80\%}{(20)} \right]$	26,190	34,272	366,647	427,109

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\frac{(77) \times 80\% + (87) \times 80\% + (97) \times 80\% + (107) \times 80\% + (117) \times 80\% + (127) \times 80\% + (137) \times 80\%}{(143) \times 80\% + (153) \times 80\% + (163) \times 80\% + (173) \times 80\% + (183) \times 80\% + (193) \times 80\%}$				

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (77F+80F) / 90F×75%				※付表5-1の(22)X欄へ
第一種事業及び第三種事業 (77F+90F) / 90F×75%				※付表5-1の(23)X欄へ
第一種事業及び第四種事業 (77F+100F) / 90F×75%				※付表5-1の(24)X欄へ
第一種事業及び第五種事業 (77F+110F) / 90F×75%	26,190	34,272	340,383	400,845
第一種事業及び第六種事業 (77F+120F) / 90F×75%	26,190	34,272	314,118	374,580
第二種事業及び第二種事業 (80F+90F) / 90F×75%				※付表5-1の(27)X欄へ
第二種事業及び第四種事業 (80F+100F) / 90F×75%				※付表5-1の(28)X欄へ
第二種事業及び第五種事業 (80F+110F) / 90F×75%				※付表5-1の(29)X欄へ
第二種事業及び第六種事業 (80F+120F) / 90F×75%				※付表5-1の(30)X欄へ
第三種事業及び第四種事業 (90F+100F) / 90F×75%				※付表5-1の(31)X欄へ
第三種事業及び第五種事業 (90F+110F) / 90F×75%				※付表5-1の(32)X欄へ
第三種事業及び第六種事業 (90F+120F) / 90F×75%				※付表5-1の(33)X欄へ
第四種事業及び第五種事業 (100F+110F) / 90F×75%				※付表5-1の(34)X欄へ
第四種事業及び第六種事業 (100F+120F) / 90F×75%				※付表5-1の(35)X欄へ
第五種事業及び第六種事業 (110F+120F) / 90F×75%				※付表5-1の(36)X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算方式区分 (<20>~<36>) の内から選択した金額	26,190	34,272	366,647	427,109

注意 1 金額の計算においては、4円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(131.10.1以後終了課税期間用)

●第3-(3)号様式 (第一表)

第3-(3)号様式 (簡易課税用) 第一表

正式な様式に以下の7-9を書き写して下さい。

平成 年 月 日	税務署長殿	一 連 番 号	※年以降 送付不要
納 税 地	(電話番号 - -)	所 属 官 署 番 号	
(フリガナ) 名 称 又は 屋 号		申 告 年 月 日	平成 年 月 日
個 人 番 号 又は 法 人 番 号	※個人番号の記載に当たっては、在籍地を原則として、ここから記載してください。	申 告 区 分	指 導 等 庁 指 定 局 指 定
(フリガナ) 代 表 者 氏 名 又は 氏 名	㊦	送 信 日 付 印	受 取 日 付 印
		年 月 日	年 月 日
		指 導 年 月 日	相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3
		平成	

自 平成 3 1 年 0 1 月 0 1 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日 の場合の 対象期間 至 平成 年 月 日

至 令和 0 1 年 1 2 月 3 1 日

この申告書による消費税の税額の計算		付 制 賦 基 準 の 適 用		有	無	31	
課税標準額 (1)	2 5 1 7 3 0 0 0	延 払 基 準 等 の 適 用		有	無	32	
消費税額 (2)	1 6 3 7 9 4 9	工 事 進 行 基 準 の 適 用		有	無	33	
貨物取引に係る消費税 (3)	9 3 3	現 金 主 義 会 計 の 適 用		有	無	34	
控除		参 考 事 業 区 分	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	○	無	35
控除対象仕入税額 (4)	1 1 9 0 9 1 3	第1種	課税売上高(売上高を除く) 売上割合%				36
返還等対価に係る税額 (5)	1 1 2 2 1 0	第2種	16,049 6 8 . 2				37
貨物取引に係る税額 (6)	1 8 6 9	第3種	833 3 . 5				38
控除税額小計 (4)+(5)+(6) (7)	1 3 0 4 9 9 2	第4種	833 3 . 5				39
控除不足還付税額 (7)-(2)-(3) (8)		第5種	2,484 1 0 . 5				42
差引税額 (2)+(3)-(7) (9)	3 3 3 8 0 0	第6種	2,484 1 0 . 5				43
中間納付税額 (10)	0 0	特例計算適用(令57(3))		○	有	無	40
納付税額 (9)-(10) (11)	3 3 3 8 0 0	課 税 行 業 区 分	銀行 本店・支店 金融・株合 品 供 所 農協・漁協 本所・支所				
中間納付還付税額 (10)-(9) (12)	0 0	預 金 受 取 振 込 口座番号					
この申告書が確定申告である場合の既確定税額 (13)		ゆうちょ銀行の 行 記 号 番 号	-				
差引納付税額 (14)	0 0	郵 便 局 名 等					
この課税期間の課税売上高 (15)	2 5 1 7 5 7 7 7	※税務署整理欄					
基準期間の課税売上高 (16)		税 理 士 署 名 押 印	㊦				
この申告書による地方消費税の税額の計算		(電話番号 - -)					
地方消費税の課税標準額 (17)		税 理 士 法 第 3 0 条 の 書 面 提 出 有					
控除対象仕入税額 (18)	3 3 0 9 0 0	税 理 士 法 第 3 3 条 の 2 の 書 面 提 出 有					
差引税額 (19)							
還付額 (20)	9 1 6 0 0						
納付税額 (21)	0 0						
中間納付還付税額 (22)	9 1 6 0 0						
納付還付税額 (20)-(21) (23)	9 1 6 0 0						
中間納付還付税額 (22)-(20) (24)	0 0						
この申告書が確定申告である場合の既確定還付税額 (25)	0 0						
差引納付還付税額 (26)	4 2 5 4 0 0						
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 (27)	4 2 5 4 0 0						

②6=(1)+(2)-(3)+(4)+(5)+(6)+(7)-(8)-(9)+(10)-(11)+(12)-(13)+(14)+(15)
②6が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

